

激甚法、阪神・淡路財特法と現行による措置と「東日本大震災財特法」

平成 23 年 5 月 10 日

1. 公共インフラ施設

激甚法対象（プール方式）	現行の原則	激甚災害
道路、漁港、港湾、下水道、公園 ^{注1} 等 公立学校	7／10程度 (公立学校は2／3)	8／10 ～9／10程度
公営住宅	1／2	2／3程度
入所福祉施設等 ^{注2}	1／2	2／3程度

注1 公園については、平成10年に災害負担法に追加された。

注2 保護施設、児童福祉施設、老人ホーム（社会福祉法人等が設置したもの）を含む）、公立の身体障害者社会参加支援施設、公立の障害者支援施設、婦人保護施設（都道府県立）等。

財特法対象	現行の原則	今回の補助率	阪神・淡路財特法
街路等	1／2	→	
改良住宅	1／2		
上水道	1／2		
工業用水道	45／100	8／10～9／10 (プール方式)	8／10
一般廃棄物の処理施設 ^{注3}	1／2		
交通安全施設等 ^{注4}	1／2		
⑤ 集落排水施設 ^{注5}	1／2		
⑥ 仙台空港 ^{注6}	8／10	8.5／10	

注3 凈化槽を含む。

注4 特定交通安全施設は1／2補助、特定交通安全施設以外の交通安全施設は補助なし。

注5 農村の集落排水施設については平成2年、漁村の集落排水施設については平成4年、山村の集落排水施設については平成9年から1／2予算補助。激甚災害による被害を受けた農村の集落排水施設については、当該災害復旧事業費が標準税収入の10%以上の場合、8／10予算補助。

注6 滑走路等に対する国の負担

2. 社会福祉施設等

財特法対象	現行の原則	今回の補助率	阪神・淡路財特法
社会福祉施設等 ^{注7}	1／2	→ 2／3	2／3
介護老人保健施設	1／3	1／2	

注7 公立又は民立の、小規模多機能型居宅介護事業を行う事業所、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う事業所、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、軽費老人ホーム、老人介護支援センター、地域包括支援センター、障害福祉サービス（療養介護、児童デイサービス、短期入所等）の事業の用に供する施設及び障害者支援施設等。

阪神・淡路財特法施行後、施設類型の名称変更や新設等がなされており、阪神・淡路財特法による措置の欄については、身体障害者更生援護施設（社福法人）、精神薄弱者援護施設、老人福祉施設、社会事業授産施設等の補助率を記載。

3. 公共施設

激甚法対象	現行の原則	激甚災害
公立社会教育施設（公民館、図書館、体育館等）	—	→ 2／3

財特法の対象	現行の原則	今回の補助率	阪神・淡路財特法
警察施設 ^{注8}	1／2	→ 2／3	
消防施設 ^{注9}	1／3又は1／2	2／3	
公的医療機関 ^{注10}	1／2	2／3	2／3
公立火葬場・と畜場	1／2	2／3	
中央卸売市場	4／10	2／3	
(新)保健所	1／2	2／3	(2／3 ^{注11})
(新)被災市町村の臨時庁舎	—	2／3	

注8 現行の原則においては、県警本部、警察署等の警察施設は1／2補助、交番、運転免許試験場等の地方単独の警察施設は補助なし。

注9 貯水槽は1／2予算補助、備蓄倉庫、広域訓練拠点整備事業、救急安心センター等整備事業等は1／3予算補助。緊急消防援助隊関連設備のうち消防ポンプ自動車等は1／2法律補助（補助率は政令）。

注10 公立病院・診療所及び日本赤十字社、国民健康保険団体連合会、普通国民健康保険組合、社福法人恩賜財團済生会、全国厚生農業協同組合連合会、社福法人北海道社会事業協会の設置する病院・診療所。なお、阪神・淡路財特法の対象は、公立病院に限定。

注11 保健所は、阪神淡路大震災の際は嵩上げしていないが、平成19年度能登半島地震等の際は予算で2／3に嵩上げ。

4. 農林水産施設

激甚法対象	現行の原則	激甚災害
農地 ^{注12} 、農業用施設、林業用施設、共同利用施設 ^{注13} 、養殖施設 ^{注14} 、土地改良区等の湛水排除事業等	8／10程度	→ 9／10程度
森林組合等の堆積土砂事業	—	2／3
共同利用小型漁船建造費	—	1／3

注12 農地には、農地のガレキ処理を含む。

注13 現行の原則においては、補助率2／10。

注14 現行は補助制度なし。

5. 民間施設等

激甚法対象	現行の原則	激甚災害
事業協同組合等	—	→ 1／2
私立学校	—	1／2

財特法対象	現行の原則	今回の補助率	阪神・淡路財特法
民間医療機関（救急医療等、精神科病院） ^{注15}	1／2	→ 1／2	1／2

注15 財特法により、1／2予算補助を1／2法律補助。なお、阪神・淡路財特法の対象は、救急医療を担う病院、精神科指定病院に限定。

6. その他の補助率引上げ措置

激甚法対象	現行の原則	激甚災害
罹災者公営住宅建設事業	2／3	→ 3／4
市町村の感染症予防事業	1／2	2／3

財特法の対象	現行の原則	今回の補助率	阪神・淡路財特法
(新)ガレキ処理	1／2	→ 1／2～8／10～9／10	

7. 融資関係

財特法の対象	現行の原則	東日本財特法	阪神・淡路財特法
宮城県フェリー埠頭公社	—	無利子貸付	無利子貸付
仙台空港旅客ターミナルビル	—	無利子貸付	
日本政策投資銀行・商工中金	—	出資期限延長	
日本政策金融公庫 (農林漁業関係)	—	償還期限・据置期間 延長	
災害援護資金	—	償還期限延長 ・無利子貸付 ^{注16}	
住宅金融支援機構 (旧住宅金融公庫)	—	災害復興宅地融資	災害復興宅地融資

注 16 保証人を立てない場合は低利化。

8. その他

財特法の対象	現行の原則	東日本財特法	阪神・淡路財特法
社会保険等の保険料負担 ^{注17}	国民健康保険等について、一定の場合に保険料の減免が可能	免除	免除
社会保険等の利用者負担 ^{注18}	一定の場合に利用者負担の減免が可能	食費・居住費に関する自己負担額も減免	国民健康保険等について、食費・居住費に関する自己負担額も免除
遺族年金、給与等について 3月 11 日死亡と推定する措置	—	措置	
歳入欠かん債 災害対策債	災害発生年度のみ 発行可	政令指定	6・7 年度発行

注 17 現行の原則においては、国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険の保険者は、特別の理由がある被保険者について、保険料の減免が可能。

注 18 阪神・淡路財特法においては、国民健康保険等のみ食費・居住費を免除。今般の財特法においては、阪神・淡路財特法施行後に制度が創設された介護保険等についても食費・居住費を減免。